協定書

東京地方裁判所昭和五〇年(ヨ)第二〇〇五号、同第二〇〇六号事件に関し、入試要項に違反をおかさないための配慮に基き事前に下記のとおり協定した。

記

昭和五〇年三月一、二日の入試判定会議と合格発表及び通知に関し、

一、森教務課長は入試判定会議に出席しない。

二、入試判定会議の主宰者は判定会議で決める。

三、高田、真下、山脇は教授として入試判定会議に出席する。

四、合格者の発表及び通知は「多摩美術大学」として行い、理事長名、学長名は使わないこと。

五、本協定により行われた事項については双方異議ないこと。

右協定したので、双方代理人は左に署名捺印した。

昭和五〇年二月二八日

債権者代理人

弁護士 守屋典郎

結谷昌治郎

債務者代理人

弁護士 奥野健一

弁護士 谷川哲也

弁護士 萩原克虎

弁護士 大内[illegible]

法律事務所